

意見書

平成 23 年 9 月 2 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 100-8116

とうきょうと ちよだく おおてまち にちようめ

住所 東京都千代田区大手町二丁目 3 番 1 号

名称及び代表者の氏名

にっぽん でんしんでんわ かぶしがいしゃ

日本電信電話株式会社

みうら さとし

代表取締役社長 三浦 惺

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条の規定により、平成 23 年 7 月 26 日付け情郵審で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

連絡先 経営企画部門 企画担当 [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]  
e-mail: [REDACTED]

## 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案についてのNTTの考え方

NTTグループは、従来より電気通信事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守し、業務上の他事業者情報の適正な取扱いについては、昨年2月のNTT西日本に対する総務省の業務改善命令等に基づき、ファイアーウォールを一層徹底し、情報システムの抽出・閲覧規制の強化や設備部門と営業部門の業務・居室の徹底分離等により、他事業者情報の適正な取扱いを遵守して再発防止策の徹底を図り、グループ丸となって信頼回復に向けて取り組んで参りました。

今回の電気通信事業法及び同法施行規則の改正内容についても遵守し、他事業者情報の適正な取扱いによる公正競争の確保について、引き続き厳正に対処していく考えです。

また、NTTグループは、これからも世界最高水準のブロードバンド・ユビキタス環境と安心・安全、便利な情報通信サービスを提供し続けて参りますが、この情報通信の分野においては、技術革新やビジネスモデルの変化が構造的かつグローバルに生じています。例えば、固定通信だけでなく移動通信のブロードバンド化が進展し、ユーザは多種多様なブロードバンドアクセスの中から自由に選択しています。また、従来の電気通信事業者以外、すなわち端末やコンテンツ・アプリケーションを提供する国内外のハード・ソフトベンダーが自在に通信サービス(電話、メール等)を提供しています。さらに、こうした通信をアプリケーションとして提供するプロバイダは、海外からも日本国内におけるサービス提供を行っています。

このように、固定と移動の融合、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトにより、ユーザの選択肢が国内の通信事業者だけでなく、海外のプロバイダが提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなしています。

前述の通り、電話時代とは大きく状況が異なる中、依然として、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制がNTTグループ(東・西・ドコモ)に課せられていますが、こうした規制は、ユーザの利便性を損ねるとともに、更なるIP・ブロードバンドサービスの普及拡大、ひいてはICT利活用の促進や日本の国際競争力の向上に障害となると考えます。したがって、競争ルールについて、非対称規制を撤廃し、他事業者と同様に原則自由・事後規制への転換を図ることが必要であると考えます。